



### 3 労働保険

ろうどうほけん ひと かぞく ほけん ろうどうしゃさいがいほしょうほけん ろうさい こようほけん  
労働保険は はたらく人と 家族のための 保険です。労働者災害補償保険(労災)と 雇用保険が あり  
ます。

#### 3-1 労働者災害補償保険(労災)

##### (1) 労働者災害補償保険(労災)って 何?

かいしゃ ひと ほけん かいしゃ ひと  
会社で はたらいっている人のための 保険です。会社で はたらいっている人 みんなが はいります。パートタ  
イマーや アルバイトの人も はいります。

かいしゃ ほけん かね  
会社が 保険の お金を はらいます。

つぎ ろうさい びょういん かね  
次のようなとき、労災が 病院の お金を はらいます。

- ① 仕事で けがをしたとき
- ② 仕事で 病気に なったとき
- ③ 仕事へ 行くときか、仕事から 帰るときに、けがをしたとき

しごと けが びょうき かいしゃ やす ろうさい かね  
仕事の けがや 病気で 会社を 休んでいるときにも 労災から お金を もらうことが できます。

ろうさい つかうために あなたか かいしゃ ろうどうきじゆんかんたくしよ しごと  
労災を つかうために あなたか 会社が 労働基準 監督署に もうしこまなければいけません。仕事の け  
がや 病気のときは 近くの 労働基準 監督署へ 行って ください。

##### (2) 労災から もらうことが できる お金(補償 給付)

もらうことが できる お金 ひつよう きゆうふ せいきゆうしよ (必要な 給付請求書)	きゆうふ せいきゆうしよ 給付請求書を もらうところ	きゆうふ せいきゆうしよ だ 給付請求書を出すところ
びょういん おかね 病院のお金 りょうよう きゆうふ せいきゆうしよ (療養の給付請求書)	ろうさい 労災を つかうことが でき きる 病院	ろうさい びょういん 労災を つかうことが できる 病院(はじ めて 病院へ 行ったときに 出す)
しごと やす かね 仕事を 休んでいるときのお金 きゆうぎよう ほしょうきゆうふ せいきゆうしよ (休業補償給付請求書)	ろうどうきじゆんかんたくしよ 労働基準 監督署	ろうどうきじゆんかんたくしよ 労働基準 監督署



<p>からだ 体に しょうがい が のこって はたらくこ とができないときの お金 しょうがいほしょうきゅうふ しきゅうせいきゅうしょ (障害補償 給付支給 請求書)</p>	<p>ろうどうきじゆんかんとくしよ 労働基準 監督署</p>	<p>ろうどうきじゆんかんとくしよ 労働基準 監督署</p>
<p>しごと しひと かぞく 仕事で 死んだ人の 家族が もらうことが できる お金 いぞくほしょうねんきん しきゅうせいきゅうしょ (遺族補償 年金支給 請求書)</p>	<p>ろうどうきじゆんかんとくしよ 労働基準 監督署</p>	<p>ろうどうきじゆんかんとくしよ 労働基準 監督署</p>

●仕事の けがや 病気のときの 病院の お金(療養補償 給付)

次のようなとき、労災が 病院の お金を はらいます。

- ① 仕事で けがをしたとき
- ② 仕事で 病気に なったとき
- ③ 仕事へ 行くときか、仕事から 帰るときに、けがをしたとき

※労災を つかうことができる 病院へ 行ってください。病院に「療養の 給付請求書」が  
あります。はじめて 病院へ 行ったとき、「療養の 給付請求書」を書いて、病院に 出して くださ  
い。そうすると 労災を もうしこむことが できます。もうしこんだ後、あなたは 病院の お金を はらわ  
なくていいです。

●仕事の けがや 病気で 仕事を 休んでいるときの お金(休業補償 給付)

仕事の けがや 病気で、仕事を 休んだ人は お金を もらうことが できます。1日の 給料の 60%を  
もらうことが できます。仕事を 休んでから 4日目から もらうことが できます。

※「休業補償 給付支給 請求書」を 労働基準 監督署に 出して ください。「休業補償 給付支  
給 請求書」は 労働基準 監督署に あります。

●体に しょうがい が のこって はたらくことが できないときの お金(障害補償 給付)

仕事の けがや 病気で 体に しょうがい が のこった人が もらうことが できます。

●仕事で 死んだ人の 家族が もらうことが できる お金(遺族補償 給付)

仕事の けがや 病気で 死んだ人の 家族が もらうことが できます。

